

国 地 契 第 5 6 号
国 官 技 第 1 8 5 号
国 営 整 第 8 1 号
平成 1 8 年 9 月 2 8 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 契 約 課 長 あて
各 地 方 整 備 局 企 画 部 技 術 開 発 調 整 官 あて
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 営 繕 調 査 官 あて

大臣官房地方課公共工事契約指導室長
大臣官房技術調査課建設技術調整官
大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整官

建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について（通知）

測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の入札・契約手続を改善するため、「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について」（平成12年12月6日付け建設省厚契発第43号、建設省技調発第191号、建設省営建発第70号。）の一部を次のように改正することとしたので、参考とされたく通知する。

各地方整備局におかれては、これに基づき、入札・契約手続を適切に実施されたい。

記

記文中の「なお、建設コンサルタント等の選定等に活用するための業務完了時の成績評定の方法については追って通知するものとするが、これによる成績評定結果等のデータベースが整備されるまでの間は、本通達により建設コンサルタント等を選定等されたい。」を削る。

記1の「また、当該業務のうち契約金額が1,000万円以上のものについては、業務完了後速やかに別紙2に定める様式により、試行結果を大臣官房技術調査室まで報告すること。」を削る。

記3(1)の「公募型入札通達記4」を「公募型競争通達記4」に改め、「簡易公募型入札通達記4」を「簡易公募型競争通達記4」に改め、「④ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）」を「④ 建築士法（昭和25年法律202号）」に改める。

記3(2)の「J A C I C－N E Tに登録することとし、別紙5に定める方法に

より財団法人日本建設情報総合センターに提供すること。」を「入札情報サービス（P P I）を利用してインターネットにより公表するものとする」に改める。

記6の「公募型入札通達記3」を「公募型競争通達記3」に改め、「簡易公募型入札通達記3」を「簡易公募型競争通達記3」に改める。

記7の「公募型入札通達記6」を「公募型競争通達記6」に改め、「簡易公募型入札通達記6」を「簡易公募型競争通達記6」に改める。

記13の「(1)技術提案書の要請は、時間的効率性に配慮し、電送、電子メールの使用を原則とする。ただし、必ず着信を確認すること。(2)参加表明書及び技術提案書の提出方法は、持参、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メールとする。ただし、電送又は電子メールの場合、必ず着信を確認させること。」を削り、(3)を(1)に、(4)を(2)にそれぞれ改める。さらに、「ただし、公募型プロポーザル方式」の後に「、および」を加え、簡易公募型プロポーザル方式の後に「及び「参加者の有無を確認する公募手続きについて」（平成18年9月28日付け国官会第935号。以下「公募手続通達」という。）」を加える。

記附則「1 記3(2)の公示した情報のJ A C I C－N E Tへの登録については、平成13年4月以降、調達情報のクリアリングハウスの運用が開始するまでの措置とする。」を削り、2を1に改める。

別紙 2、5、6-1、6-2、6-3、7-1、7-2、7-3、10-1、10-2、11-1、11-2、13-1、13-2、13-3、15-1、15-2 及び 15-3 を改める。

附 則

- 1 本通達は、平成18年10月2日から施行する。
- 2 本通達の施行前に建設コンサルタント業務等の入札・契約手続を行った場合における運用については、なお従前の例による。

○建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について
（平成12年12月6日付け建設省厚契発第43号、建設省技調発第191号、建設省営建発第70号）（抄）

改 正 後	現 行
測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の入札・契約手続については、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）、「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号。以下「公募型プロポーザル通達」という。）、「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号。以下「公募型競争通達」という。）、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号。以下「簡易公募型プロポーザル通達」という。）、「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号。以下「簡易公募型競争通達」という。）をもって通知されている。 また、今般、「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会中間とりまとめ」における提言を踏まえた入札・契約手続の改善について、「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」（平成12年7月26日付け建設省厚契発第25号、建設省技調発第119号、建設省営建発第47号。以下「手続改善通達」という。）をもって通知されたところであるが、その具体的な手続の運用にあたっては、下記事項に留意の上、遺憾のないよう措置されたい。	測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の入札・契約手続については、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）、「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号。以下「公募型プロポーザル通達」という。）、「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号。以下「公募型競争通達」という。）、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号。以下「簡易公募型プロポーザル通達」という。）、「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号。以下「簡易公募型競争通達」という。）をもって通知されている。 また、今般、「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会中間とりまとめ」における提言を踏まえた入札・契約手続の改善について、「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」（平成12年7月26日付け建設省厚契発第25号、建設省技調発第119号、建設省営建発第47号。以下「手続改善通達」という。）をもって通知されたところであるが、その具体的な手続の運用にあたっては、下記事項に留意の上、遺憾のないよう措置されたい。 <u>なお、建設コンサルタント等の選定等に活用するための業務完了時の成績評定の方法については追って通知するものとするが、これによる成績評定結果等のデータベースが整備されるまでの間は、本通達により建設コンサルタント等を選定等されたい。</u>

改 正 後	現 行
記 1 入札契約方式の選定（別紙 1 参照） 手続改善通達記 1 において試行対象となる業務分野については、個々の業務内容に応じて手続改善通達別紙を基本とした入札契約方式を選定すること。 2 標準的日数 プロポーザル方式及び競争入札方式に係る手続の標準的日数は、それぞれ別紙 3 及び別紙 4 に示す日数を参考とすること。 なお、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式（特定手続通達に基づく方式をいう。以下同じ。）における技術提案書の提出期限は、技術提案書の記載項目の分量を勘案し、その作成にあたって無理のないものとする。 3 手続開始の公示及び入札公示 (1)公募型プロポーザル通達記 4、公募型競争通達記 4、簡易公募型プロポーザル通達記 4 及び簡易公募型競争通達記 4 における手続開始の公示及び公募型競争通達記 7 における入札公示は、標準公示例を参考とすること。 ただし、建築関係建設コンサルタント業務の場合は、標準公示例 2 (1)③の後に以下を加えること。 「④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。」 (2)公示した情報は、<u>入札情報サービス（P P I）を利用してインターネットにより公表するものとする。</u> 4 略 5 略	記 1 入札契約方式の選定（別紙 1 参照） 手続改善通達記 1 において試行対象となる業務分野については、個々の業務内容に応じて手続改善通達別紙を基本とした入札契約方式を選定すること。 <u>また、当該業務のうち契約金額が1,000万円以上のものについては、業務完了後速やかに別紙 2 に定める様式により、試行結果を大臣官房技術調査室まで報告すること。</u> 2 標準的日数 プロポーザル方式及び競争入札方式に係る手続の標準的日数は、それぞれ別紙 3 及び別紙 4 に示す日数を参考とすること。 なお、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式（特定手続通達に基づく方式をいう。以下同じ。）における技術提案書の提出期限は、技術提案書の記載項目の分量を勘案し、その作成にあたって無理のないものとする。 3 手続開始の公示及び入札公示 (1)公募型プロポーザル通達記 4、公募型入札通達記 4、簡易公募型プロポーザル通達記 4 及び簡易公募型入札通達記 4 における手続開始の公示及び公募型競争通達記 7 における入札公示は、標準公示例を参考とすること。 ただし、建築関係建設コンサルタント業務の場合は、標準公示例 2 (1)③の後に以下を加えること。 「④ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。」 (2)公示した情報は、<u>J A C I C N E T に登録することとし、別紙 5 に定める方法により財団法人日本建設情報総合センターに提供すること。</u> 4 略 5 略

改 正 後	現 行
6 参加表明書の内容 公募型プロポーザル通達記3、公募型<u>競争</u>通達記3、簡易公募型プロポーザル通達記3及び簡易公募型<u>競争</u>通達記3における参加表明書の内容は、別紙10を参考とし、当該業務の技術提案書の提出者又は入札参加者の選定に必要な内容とすること。 7 参加表明書の審査 公募型プロポーザル通達記6、公募型<u>競争</u>通達記6、簡易公募型プロポーザル通達記6及び簡易公募型<u>競争</u>通達記6における参加表明書の審査は、別紙11を参考とすること。 審査の結果、技術提案書の提出者として選定したものには、別紙12を参考にその旨を通知すること。また、入札参加者として選定したものには、指名通知書をもってその旨を通知すること。 8 略 9 略 10 略 11 略 12 略	6 参加表明書の内容 公募型プロポーザル通達記3、公募型<u>入札</u>通達記3、簡易公募型プロポーザル通達記3及び簡易公募型<u>入札</u>通達記3における参加表明書の内容は、別紙10を参考とし、当該業務の技術提案書の提出者又は入札参加者の選定に必要な内容とすること。 7 参加表明書の審査 公募型プロポーザル通達記6、公募型<u>入札</u>通達記6、簡易公募型プロポーザル通達記6及び簡易公募型<u>入札</u>通達記6における参加表明書の審査は、別紙11を参考とすること。 審査の結果、技術提案書の提出者として選定したものには、別紙12を参考にその旨を通知すること。また、入札参加者として選定したものには、指名通知書をもってその旨を通知すること。 8 略 9 略 10 略 11 略 12 略

改 正 後	現 行
13 実施上の留意事項 (1)技術提案書の提出者の選定、技術提案書の特定及び入札参加者の選定にあたっては、説明書等において記述した評価項目、評価の着目点によることとし、記述していない評価項目、評価の着目点に基づく評価をしてはならない。 (2)技術提案書の提出意思確認の結果、提出者数が2者以下となった場合は、原則として追加要請を行うものとする。ただし、公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式及び「<u>参加者の有無を確認する公募手続について</u>」（平成18年9月28日付け国官会第935号、以下「<u>公募手続通達</u>」という。）において、技術提案書の提出要請が可能な者が2者以下となった場合はこの限りではない。なお、当初の選定委員会においてあらかじめ追加要請する場合の者を置くことは差し支えない。 附則 1 平成13年1月6日以降は、本通達中の組織名称を国土交通省発足後の組織名称に読み替えるものとする。	13 実施上の留意事項 (1)技術提案書の提出要請は、時間的効率性に配慮し、電送、電子メールの使用を原則とする。ただし、必ず着信を確認すること。 (2)参加表明書及び技術提案書の提出方法は、持参、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メールとする。ただし、電送又は電子メールの場合、必ず着信を確認させること。 (3)技術提案書の提出者の選定、技術提案書の特定及び入札参加者の選定にあたっては、説明書等において記述した評価項目、評価の着目点によることとし、記述していない評価項目、評価の着目点に基づく評価をしてはならない。 (4)技術提案書の提出意思確認の結果、提出者数が2者以下となった場合は、原則として追加要請を行うものとする。ただし、公募型プロポーザル方式および簡易公募型プロポーザル方式において、技術提案書の提出要請が可能な者が2者以下となった場合はこの限りではない。なお、当初の選定委員会においてあらかじめ追加要請する場合の者を置くことは差し支えない。 附則 1 <u>記3(2)の公示した情報のJ A C I C N E Tへの登録については、平成13年4月以降、調達情報のクリアリングハウスの運用が開始するまでの措置とする。</u> 2 平成13年1月6日以降は、本通達中の組織名称を国土交通省発足後の組織名称に読み替えるものとする。